

鹿沼市移住支援補助金の交付申請に関する誓約書

鹿沼市移住支援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

1 誓約事項

- (1) 栃木県移住支援事業に関する報告及び現地調査について、栃木県及び鹿沼市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、栃木県移住支援事業実施要綱及び鹿沼市移住支援補助金交付要綱に基づき、当該補助金の全額又は半額を返還します。
  - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - イ 補助金の申請日から3年未満に鹿沼市外に転出した場合：全額
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - エ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に鹿沼市外に転出した場合：半額
- (3) 私（及び世帯員）は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

年 月 日

鹿沼市長 宛

申請者 住 所  
氏 名 印